

水俣病の公式確認から70年が経過

みなまたびょう こうしき かくにん ねん けい か
水俣病は、1956年に熊本県で公式に確認された公害病です。チッソという工場が海に流した「メチル水銀」が魚の体にたまり、その魚を食べた人たちが、手足のしびれや震え、目が見えにくくなるなどの重い症状に今もお苦しんでいます。
この問題の本質は、多くの人権問題が起きたことにあります。



ひがいしゃ けんこう い けんり うば
被害者はまず、健康に生きる権利が奪われました。また水銀は、お腹の中にいた赤ちゃんの体まで傷つけ、生まれつき重い障害がでることもありました。さらに苦しかったのは、周囲からの差別です。原因が分からない時期は「うつる病気」と誤解され、近所から避けられたり、結婚を断られたりするなど、被害者と家族は心に深い傷を負いました。
国や工場は、経済の発展を優先し、原因が分かっ
てからも海を汚すのをすぐに止めませんでした。
また、患者と認められない人が大勢いて、救済が何十年も遅れたことも大きな問題です。



ながねん たいりつ さべつ みなまた
長年の対立や差別によって、水俣のコミュニティはバラバラになってしまいました。そこで、壊れた地域の絆や人間関係を修復しようとする「もやいなおし」という活動が始まりました。

「もやい」とは、船と船をロープでつなぎ合わせるという意味の言葉です。被害者もそうでない人も、お互いの立場を超えて対話し、認め合うことで、誰もが安心して暮せる社会をもう一度作り直すとしています。水俣病は、「お金よりも人の命を大切にすること」、そして「壊れた絆は対話でつなぎ直すこと」を教えてください。

ウェブフォーム

【講演会参加にあたって（おしらせ）】

- 手話通訳、要約筆記を会場に準備しています。一時保育（予約制、8/17㍻）もあります。
- 受講または録画配信（YouTube）視聴をご希望の方は、あらかじめウェブフォーム（または電話、メール、ファックス）にてお申込みください。
- 録画配信視聴をご希望の方には、終演後、準備が整い次第URLをご案内いたします。
- 個人情報は、この催しについての連絡のみに使用いたします。
- やむを得ず催しを中止する場合があります。（ホームページでお知らせいたします。）

